～　北茨城市“妊婦のための支援給付”のご案内　～

妊娠期から出産・育児までの切れ目のない支援【妊婦等包括相談支援事業】を行うとともに、妊婦さんの妊娠・出産・育児関連費用の負担軽減を図るため、【妊婦のための支援給付】を行い、出産・子育てがより安心してできるように支援します。

北茨城市の相談窓口では、保健師等が妊娠・出産に関しての疑問や不安に丁寧にお応えします。

ぜひお気軽にお問い合わせください。

【対象】

北茨城市に住民票があり、妊娠届を提出された方

※対象となる方には、個別通知または面談時に申請書をお渡しします。

【支給額】

・妊娠届出時の面談後　　：５万円

・妊娠している子どもの人数提出後：妊娠している子どもの人数×５万円

【支援の流れ】

妊婦等包括相談支援事業

妊娠届時の面談

保健師等と面談された妊婦さんに【妊婦給付認定申請書】をお渡しします。医療機関での心拍確認後に郵送にて提出ください。

妊娠後期頃の面談

妊娠5～６か月頃にお電話で体調を確認させていただき、アンケートを郵送します。希望する方は妊娠８か月以降に助産師等と面談できます（予約制）。

新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問

出生届出の際に【胎児の数の届出書】をお渡しします。
赤ちゃん訪問に伺った際に届出書をお預かりします。

妊婦のための支援給付

１回目

５万円給付

２回目

妊娠している

子どもの数

×５万円

※流産・死産等の場合も支給の対象になります。

【問い合わせ先】

北茨城市磯原町磯原 1630　北茨城市役所健康づくり支援課

☎0293-43-1111（内線 198）